

By ネイサン カイザー, ジョン イーストウッド, 北川恵子

はじめに

景気が回復すると、企業は合併を考慮する傾向があります。厳しい経済環境を生き残ってきた企業は、マーケットシェアやキーテクノロジーの面でどのように切り込んでいけるのか、そしてどのように計画途中にあったビジネスを完成形に持っていけるのか、考えるからです。台湾は、技術ハブの一地域として、中国本土の製造業と海峡を越えて強く結ばれた関係を持ち、しばしば複数管轄における合併規制のリストに表示されています。以下は、台湾における合併方法・その規制や通知と承認要件に関して考慮すべき事項の概要です。



Coordinating merger-control matters often requires getting analysis and answers back on a tight schedule. Image courtesy of Alessandro Valli <http://goo.gl/vYAqFz>

合併通知有無の要件

台湾における合併は、合併規制を含む独占禁止法事項全般を取り締まる管轄当局である公正取引委員会（FTC）の定める公正取引法（FTL）の下で規制されています。公正取引法（FTL）第6条では、一般的な合併や買収の域を超えて、共同経営、ビジネスコントロールなど広義に定義されています。

公正取引法（FTL）第11条では、合併ならびに合併に関する企業に対して一定の要件を設定しており、その合併がこれらの要件を満たしている場合は、その合併が実施される30日前までに通知を届け出るよう規定しています。すなわち、これが合併前の通知です。もしそのような通知が届け出されていない場合、当事者は公正取引法違反一件につき10万台湾ドル（TWD）から5000万台湾ドル（TWD）におよぶ罰金を課される可能性があります。また、合併中止命令が出される事態も考えられます。

台湾国外の外国企業の合併も、原則的には、公正取引委員会（FTC）の「域外合併事例の取り扱いガイドライン」（「ガイドライン」）に基づき、台湾の合併規則により規制されます。同ガイドラインは色々な事項を規定していますが、とりわけ、基準となる要件は、台湾領土内で発生する収入および/または外国企業から台湾にインポートされるサービス額に基づいて評価されるものと規定しています。原則として、これらの評価によりどの合併が台湾市場に「直接的、多大なかつ合理的に予見可能な効果や影響」を与えるかを決定します。そのような決定をするために、公正取引委員会（FTC）は、さまざまな経済的な事実上の状況を評価します。同ガイドラインは究極の外国資本が支配する親会社が合併前の通知の届出に対して責任を負うエンティティとなると規定しています。公正取引法（FTL）第11条は、以下の場合における通知届出の義務に対する要件を規定しています。

- 合併の結果、対象となる企業がマーケットシェアの1/3以上を占めることになる場合;
- 合併する企業のうちの一社がマーケットシェアの1/4以上を占めることになる場合;あるいは;
- 合併する二企業の前年会計年度の売上高が正式な管轄当局により一般公開された基準額を超える場合。

基準額とは、買収する側となる企業の売上額 100 億台湾ドル (TWD) (金融機関に対しては 200 億台湾ドル (TWD) に引き上げられます)、そして買収される側の対象企業の売上額 10 億台湾ドル (TWD) となっています。売上額は一般に台湾の領土内の一企業の全売上高を示しています。関連マーケットシェアを定義することは時に、関連する業界にもよりますが、決定することがより困難となるかもしれません。そしてこのような定義は、ゆえに合併前のリーガルドューデリジェンスにおける重要な一要素となり得ます。

通知義務免責

公正取引法 (FTL) 第 11 条 1 項において、以下の条件の一つが満たされた場合は、合併の通知要件が免責されます:

- 対象企業のうちの一社が、合併しようと計画している企業の 50% 以上をすでに有する場合;

- 合併されようとしている企業がすでに同じ親会社の傘下にある子会社である場合;
- ある企業が異なった一部門を新会社に売却する場合; あるいは
- 対象企業の一社が適格株式償還プランに従事する計画をしている場合

公正取引委員会 (FTC) に対し、通知の届出をせずに、当局による司法管轄権の否定を依頼する非公式のリクエストを発信することで通知義務を免れることができることもあります。そのような“事前の事前通知”が正式の通知プロセスよりかなり迅速な結果をもたらす可能性もあります。

結論

複数の司法管轄権における合併規制分析のプロセスを受けている会社は、同社の在台湾企業の情報、売上高とマーケットシェアに関する情報を準備することをお勧めします。この情報があれば、この分析が迅速に進む可能性が高くなることが予想されますし、少なくとも、事前分析において記載された要件の 1 つが満たされることが示されれば、FTC が比較的公式に管轄権を否定するための条件となります。FTC は承認の権限を行使する際、提案された合併の効果・影響に対する国際的な見解を受け入れることに関して柔軟性があるということも我々は理解しています。

著者:



[ネイサン カイザー, partner](mailto:nathan.kaiser@eigerlaw.com)
nathan.kaiser@eigerlaw.com



[ジョン イーストウッド, partner](mailto:john.eastwood@eigerlaw.com)
john.eastwood@eigerlaw.com



[北川恵子, of Counsel](mailto:keiko.b.kitagawa@eigerlaw.com)
keiko.b.kitagawa@eigerlaw.com

免責条項

本出版は、掲載された主題に関して正確な情報を提供することを目的としています。そのような情報に基づいて取引を締結しようとする読者は、有能なプロフェッショナルのアドバイザーのさらなる、徹底的かつ詳細なサービスを求める必要があります。アイガー法律事務所、出版物の著者、コンサルタントまたは本出版の編集者は、いかなる事項、それによるいかなる結果、いかなる者によって信頼のもとになされたことまたはなされることが省略されたこと、本出版の内容すべてまたは一部に部分的にあるいは全体に関して明示的にすべてのいかなる責任や義務を将来のクライアントまたは単なる本出版の読者であるないにかかわらず、いかなる人に対しても責任を負いかねます。